

職場復帰・登校再開に 陰性確認は必要ありません

新型コロナウイルス感染症と診断され、療養を終了した方は、
職場等での勤務開始・登校を再開するにあたり、職場等や学校へ証明等を
提出する必要はありません。

提出不要な証明等



療養証明書：入院もしくは宿泊・自宅等で療養していたことを証明するもの
陰性証明：PCR検査等の結果が陰性であったことを証明するもの

療養終了直後に検査をしてしまうと、感染性（人にうつす力）がないにも関わらず、
死んだウイルスの断片を検出してしまい、陽性となることがあります。

濃厚接触者の待機期間を終了した方についても、職場等での勤務開始・登校を再開するにあたり、
陰性を証明する必要はありません。

参考：療養終了基準

新型コロナウイルスは、発症日から7～10日程度経過すると、
感染性が極めて低くなるという特徴があります。

発症日
(検体採取日)
(0日目)

5日目 7日目 8日目

解除日

有症状者
(症状あり)

発症日から療養期間(7日間)経過
かつ、症状軽快後24時間経過した場合

症状が続く場合は、
療養期間が延長する
場合あり

無症状者
(症状なし)

検体採取日から療養期間(7日間)経過

※新たに症状(発熱、咽頭痛等)を呈した場合は、その日を発症日として有症状者の療養終了の考え方を適用

5日目に検査し、“陰性”が確認できれば、6日目に療養解除可能

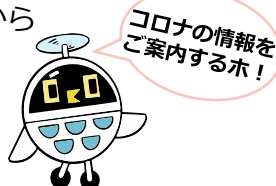
※有症状者は10日間、無症状者は7日間経過するまでは感染リスクが残存することから、ご自身の健康状態の確認やハイリスク者との接触を控えるなど感染予防対策を徹底してください。

(出典) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」(2022年9月7日)

困ったときは

北海道コロナ
チャットボット

北海道の新型コロナウイルス
感染症に関するさまざまな情報
をお伝えしています。
パソコン・スマートフォンから
簡単にご利用できます。



Q&A

新型コロナウイルス感染症に
関するQ&Aが掲載されています。

【厚生労働省】
職場復帰する際の留意点など
企業の方や労働者の方向け

【文部科学省】
教育活動の実施に関する事など
学校関係者の方向け

厚生労働省



文部科学省

